

令和3年 9月13日

保護者 様

所沢市教育委員会教育長

緊急事態宣言延長に伴う保護者様へのお願い

日頃より、本市の教育活動にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、市内においても新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が下げ止まりの傾向にあります。9月10日には、埼玉県教育委員会より市町村教育委員会に対し、緊急事態宣言延長に伴う学校教育活動の在り方等に係る通知がありました。これをふまえて、市内小・中学校及び所沢第二幼稚園におきましては、引き続き、基本的な感染症対策の徹底を図るとともに、学習活動を工夫しながら、教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障してまいります。

つきましては、下記の点について特段のご配慮・ご協力をお願いいたします。

記

1 9月13日（月）以降の学校教育活動について

感染症対策を徹底したうえで、通常日課での学習活動を継続いたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う PCR 検査等、やむを得ず学校に登校できない場合については、お配りした学習者用コンピュータ（Chromebook）上で、オンラインドリル「ミライシード」や教師と子供たちをつなぐアプリ「Google Classroom」を活用するなどして、課題の提示・配布等の対応に努めてまいります。各ご家庭での Wi-Fi 環境を使用させていただきますことにつきまして、ご理解、ご協力ください。（ご家庭の Wi-Fi 環境等についてご心配がありましたら、学校にご相談ください。）

2 日常の健康管理と基本的感染症対策の徹底について

- 毎朝登校前に検温を行うなど、体調管理の徹底をお願いします。
- 抵抗力を高めるために、食事、睡眠など、規則正しい生活リズムで過ごし、体調を整え健康管理に努めてください。
- 3密の回避、石けん等と流水による手洗い、マスクの着用、適切な換気・保湿など、基本的な感染症対策を徹底してください。
- マスクを外す場面では、会話をしないようにしてください。
 - ※お子さんがマスクを正しく着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態にする）できるようにしましょう。
 - ※マスクについては、一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果をもち、その次に布マスク、ウレタンマスクの順に効果があるとされていることから、不織布マスクを推奨いたします。ただし、不織布マスクの着用により、アレルギー等の症状が出る場合は、無理して着用させる必要はありません。
 - ※幼児のマスク着用については、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はありません。
- 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかに帰宅しましょう。外出する場合でも、人数や時間を最小限にしましょう。
- 子どもたちのみの会食等は自粛しましょう。

3 発熱等の風邪症状がある場合や感染が疑われる場合について

○本人の健康保持と感染拡大防止の観点から、以下の場合、特に（１）～（４）はお子さんの登校を控えてください。その場合は、欠席ではなく「出席停止」扱いとなります。
※最近の傾向として、登校後に体調を崩すお子さんが増えています。あらためて、登校前の児童生徒の健康状態を確認していただくようお願いいたします。

- (1) **体調不良（発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状、普段と体調が少しでも異なる等）や新型コロナウイルス感染症予防接種による副反応等がでた場合**
※再登校の時期については、かかりつけ医や学校にご相談ください。
- (2) **児童生徒の同居家族が（１）の状態にある場合**
※ただし、同居家族が医師の診察を受けて、児童生徒の登校については差し支えないと判断された場合は、出席できることとします。
- (3) **児童生徒や同居家族がPCR検査等を受けることになった場合**
※原則PCR検査等を受けることが必要と判断された日から、陰性の結果が出るまでの間、出席停止扱いとなります。ただし、保護者の方の勤務先の方針等により、発熱等の症状がなくPCR検査を受ける場合については、児童生徒は登校することができます。なお、勤務先に罹患者がいる場合や、何らかの理由により感染の心配がある場合は、出席を控えてください。
- (4) **児童生徒が濃厚接触者となった場合**
※保健所又は学校・教育委員会が指定した自宅待機期間が終了するまでは登校を控えてください。
- (5) **新型コロナウイルス感染症への不安から登校を控えたい場合**
※生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると学校が判断した場合に限ります。

○「同居家族」には、市内小・中学校に通うきょうだいを含みます。

○お子さんや同居のご家族の感染が疑われる（濃厚接触者、PCR 検査等の対象者になる）場合は、学校へ速やかに連絡をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症予防接種に伴う出席の扱いについて

○以下の場合「出席停止」扱いとなります。

- (1) お子さん本人が新型コロナウイルス感染症予防接種に伴い、学校を休んだ場合。
- (2) お子さん本人が新型コロナウイルス感染症予防接種による副反応等が出て、学校を休んだ場合。

○以下の場合「出席」扱いとなります。（「遅刻」・「早退」とはなりません。）

- (1) 登校したが、お子さん本人が新型コロナウイルス感染症予防接種に伴い、途中で帰宅した場合。
- (2) お子さん本人が新型コロナウイルス感染症予防接種に伴い、遅れて登校した場合。

5 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の出席の扱いについて

○以下の場合「出席停止」扱いとなります。

- (1) 登校したが、お子さん本人の具合が悪くなり、新型コロナウイルス感染症が疑われたことにより途中で下校した場合。
- (2) 登校したが、家族の具合が悪くなり、家族の新型コロナウイルス感染症が疑われたことにより、途中で下校させた場合。

6 「心のケア」や「偏見・差別の防止」について

子どもたちは、長期にわたる新型コロナウイルス感染症への対応によるストレスや、「罹患してしまうのではないか」等の不安を抱えている可能性があります。ご家庭においても子どもたちの心の状態の把握に努めていただき、心配な様子が見られました場合は、学校へもご相談ください。

また、感染された方やそのご家族、医療に従事する方等への偏見や差別は許されないことをご家庭でもお子さんにご指導ください。あわせて、新型コロナウイルスワクチン接種につきましても同様に、接種を受けるまたは受けないことによる偏見や差別が生じることがないようにご指導ください。

7 緊急事態宣言を受けての学校の対応について

(1)各教科について

○以下の活動は行わないこととします。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2)部活動について

○部活動は、異なる学年・学級の生徒が交わる機会であることから、特に留意する必要があることを踏まえ、以下の対応を取ることとします。

- ・週2回以内（平日のみ）とします。
- ・活動時間は、1回あたり90分以内とします。
- ・可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動するようにします。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。
- ・朝練習、土日祝日の活動は行わないこととします。
- ・対外試合や合同練習は原則として中止します。
- ・全国や県につながる公式の大会やコンクール等の14日前からの練習については、予め保護者の参加同意書をとってから行うこととします。

(3)給食について

- ・給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を変えるなどの対応をとります。
- ・児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底します。
- ・喫食中の会話を控えることを徹底します。
- ・食べる時以外は必ずマスクを着用します。
- ・調理員等に感染者・濃厚接触者が多数発生し、調理に支障が出るような場合は、状況によって給食の一時停止、または品数の調整をさせていただくことがございますのでご了承ください。